

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 8 月 4 日

株式会社ファーストステージ

株式会社ファーストステージディベロップメント

吸収分割に係る事後開示書面

2025 年 8 月 4 日

大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 20 号
明治安田生命大阪梅田ビル 22 階
株式会社ファーストステージ
代表取締役社長 本田 誠二

大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 20 号
明治安田生命大阪梅田ビル 22 階
株式会社ファーストステージディベロップメント
代表取締役社長 杉本篤志

1. 本件分割が効力を生じた日

本件吸収分割は、2025 年 7 月 1 日に効力を生じました。

2. 分割会社（株式会社ファーストステージ）における法定手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条の 2 ただし書に定める簡易吸収分割に該当するため、同条の規定による請求権は発生していません。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 785 条）

本件分割は 100%子会社への簡易吸収分割に該当し、当該手続は不要であったため、同条に基づく手続は行っておりません。

② 新株予約権買取請求（第 787 条）

分割会社である株式会社ファーストステージは、役職員向けに新株予約権（ストックオプション）を発行しておりますが、本件分割は新株予約権の内容または権利行使に重大な影響を与えないと判断したため、同条に基づく買取請求手続は行っておりません。

③ 債権者の異議申述（第 789 条）

本件分割により承継される負債について、分割会社が併存的債務引受を行うた

め、同条に定める異議申述可能な債権者は存在せず、公告および催告は行っておりません。

3. 承継会社（株式会社ファーストステージディベロップメント）における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割に関して、同条に基づき分割の中止を請求した株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 797 条）

当該会社は株式会社ファーストステージの 100%子会社であり、該当する反対株主は存在しませんでした。

② 債権者の異議申述（第 799 条）

2025 年 2 月 5 日に官報公告を行い、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。また、個別に催告すべき知れている債権者も存在しておりません。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社である株式会社ファーストステージディベロップメントは、2025 年 7 月 1 日をもって、分割会社である株式会社ファーストステージの管理本部および事業本部に関する資産・負債・契約その他一切の権利義務を、本件吸収分割契約に定める範囲において承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 7 月 1 日（子会社設立登記日）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上